

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI…Chamber of Commerce and Industry = 【会員様へいち早く情報をお届けする情報紙です】

<現在37店舗公開> 会員の皆さまのご協力と応援をお願いします！

ガンバロー！秋葉区！ テイクアウト支援サイト

NIITSU テイクアウト どころむ



新型コロナ対策（お知らせ）

新津商工会議所



**新型コロナ対策の最新支援情報は、
当所ホームページを活用下さい！**

当所ホームページ (<http://niitsu.or.jp/>) では、新型コロナウイルスの影響による各支援策について「支援策パンフレット」「資金繰り」「給付金」「助成金」「補助金」等に分類し、国・県・市等からの支援が拡充される都度、更新しています。

新型コロナ対策（資金繰り）

経営改善貸付（マル経融資）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・上記に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方が対象。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.31%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。

新型コロナ対策（給付金）

【予約必要】持続化給付金申請サポート会場について

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方に対して、前年の総売上高（事業収入）-（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）について、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を限度に給付する制度です。

この度、電子申請が難しい方のために、5月22日（金）より新津商工会議所3Fに持続化給付金の申請サポート会場が開設されます。

申請サポート会場は、次のいずれかの方法で事前予約が必要です。

1. 予約方法について

- ①電話予約（オペレーター対応）
0570-077-866（受付：9時～18時）
- ②電話予約（自動）
0120-835-130（24時間受付）※当所会場：1504
- ③Web予約
持続化給付金申請サポートHP内の「新津会場来訪予約ページ」

2. 必要書類について

(1) 中小法人等の場合

- ・確定申告書別表一の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚
（対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）
※收受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- ・法人名義の口座通帳の写し（法人の代理人名義も可）

(2) 個人事業者等の場合

- ・確定申告書類
 - ＜青色申告の場合＞
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)及び所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚
 - ＜白色申告の場合＞
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)計1枚
- ※收受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
 收受日付印又はe-Tax受信通知のいずれも存在しない場合
 → 「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもので代替可）
- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- ・申請者本人名義の口座通帳の写し
- ・本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

<お問合せ先：持続化給付金コールセンター（0120-115-570）>

新型コロナウイルス感染症に関連した主な中小・小規模事業者向け支援策一覧（簡易版 R2/5/19現在）

給付金・助成金・協力金	コロナの影響で売上が半減した	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> 前年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 法人200万円上限、個人事業者100万円上限 オンライン、もしくは申請サポート会場にて手続き ※新津商工会議所3Fに申請サポート会場を開設(5月22日～：要予約) 	持続化給付金 コールセンター 0120-115-570	
	コロナの影響で自社の従業員を休ませざるを得なくなった	雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日8,330円が上限 ※5/19現在 中小企業4/5(解雇なし9/10) ※一定の要件を満たす場合10/10 適用日1/24まで遡れる 計画届は6月末までの事後提出が可能 	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ハローワーク新津 0250-22-2233	
	休業要請に応じ店舗を休業した	新潟県休業要請協力金	<ul style="list-style-type: none"> 1事業者あたり10万円 ※延長に伴い追加有り 対象施設および飲食業等の営業時間短縮協力事業者(詳細はWEBにて) 支給時期等は未定(申請手続き等の詳細は5月11日に公表済) 	新潟県緊急事態措置協力金相談センター 025-280-5222	
		新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金	<ul style="list-style-type: none"> 1事業者あたり10万円(市内に複数店の場合は20万円) ※延長に伴い追加有り 県の緊急事態措置を受けて新潟市内の店舗の営業時間短縮等を行っている飲食店 支給時期等は未定(申請手続き等の詳細は5月3日に公表済) 	新潟市協力金相談センター 025-211-8650	
融資	コロナの影響により売上が減少	新型コロナウイルス対策マル経融資(コロナマル経)	<ul style="list-style-type: none"> 売上が5%以上減少している小規模事業者(秋葉区新津地域) 既存のマル経融とは別枠で最大1,000万円 3年間基準金利より▲0.9% ※売上減少要件に該当の場合3年間無利子 	新津商工会議所(中小企業相談所) 0250-22-0121	
	融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 売上が5%以上減少している事業所 3年間基準金利より▲0.9% ※売上減少要件に該当の場合3年間無利子 最大6,000万円(但し、金利優遇については3,000万円まで) 	日本政策金融公庫新潟支店 025-246-2013	
		民間金融機関を通じた資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> 売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者 3年間無利子、保証料ゼロ(融資限度3,000万円) 	新潟県産業労働部創業経営支援課 025-280-5240	
補助金	経営を持続するため販路開拓に取り組みたい	小規模事業者持続化補助金	<ul style="list-style-type: none"> 自ら策定した経営計画に基づき実施する、地道な販路開拓等の取り組み費用の補助。(例：看板設置、チラシ作成、HP開設、新商品開発等) 補助上限額 50万円(補助率2/3) ※コロナ特別対応型(上限100万円) 6月5日〆切 	新津商工会議所(中小企業相談所) 0250-22-0121	
	新製品・サービス等設備投資をしたい	ものづくり補助金	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値額や給与支給総額等一定程度向上する計画に従い実施した設備投資を補助 補助上限額 1,000万円(補助率2/3) 	ものづくり補助金サポートセンター 050-8880-4053	